

平成二十二年二月二日受領  
答弁第三五号

内閣衆質一七四第三五号

平成二十二年二月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で容疑者とされた人物の取調べを担当した元検察官による謝罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で容疑者とされた人物の取調べを担当した元検察官による謝罪に関する質問に対する答弁書

一について

人権とは、一般に、「人間が人間として生まれながらに持っている権利。（出典 広辞苑）」を意味するものとされていると承知している。

二及び三について

お尋ねの「人権派」については、様々な意味で用いられるものであり、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、「人権派」の定義いかにかわらず、人権の重要性については、深く認識している。

四及び七について

検察当局においては、最高裁判所で無期懲役の判決が確定している事件につき、刑の執行停止により受刑者を釈放するに至ったことは、深刻な事態であると重く受け止め、現在、再審公判の推移も踏まえつつ、捜査公判上の問題点を検証しており、今後、適宜適切に対処するものと承知している。

五及び六について

お尋ねは、現在再審公判が係属中の事件にかかわる事柄である上、既に検察庁を退職している者の対応については政府としてお答えする立場になく、答弁は差し控えたい。